

## 青森県がん診療連携協議会相談支援部会設置運営要領

### (目的)

第1 青森県がん診療連携協議会（以下、「協議会」という。）要綱第2条第6号に規定する事項を検討するため、協議会に青森県がん診療連携協議会相談支援部会（以下、「部会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 部会は、次の各号に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 施設単位で行われている相談支援や情報提供の取り組みに関すること
- (2) 相談支援の研修に関すること
- (3) その他、部会及び協議会が必要と認めた事項

### (組織)

第3 部会は、別表に掲げる医療機関の職員をもって構成する。

2 部会員は、構成医療機関の長の推薦に基づき協議会会長が委嘱する。

3 部会には部会長を置く。

- (1) 部会長は、部会員の互選により選出する。
- (2) 部会長は、部会を代表し、議長として会務を総理する。
- (3) 部会長は、必要に応じて部会を招集する。
- (4) 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

4 部会長は、必要に応じて委員以外の者を部会に出席させることができる。

### (任期)

第4 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

2 任期途中で退任した部会員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第5 部会の庶務は、青森県立中央病院運営部経営企画室で処理する。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

1 この要領は平成27年7月9日から施行する。

2 第3第2項の規定にかかわらず、本要領施行後における初回部会のみ、青森県がん診療連携協議会会長が召集する。

附 則

この要領は令和2年6月3日から施行する。

別表（第3関係）

NO	機 関 等
1	がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
2	青森県がん診療連携推進病院
3	その他協議会会長が必要と認める医療機関